

令和4年(ワ)第31814号 懲罰取消等請求事件

原告 八木橋 健太郎

被告 国

2023年12月22日

原告 八木橋 健太郎

東京地方裁判所民事第3部A1イc係 御中

準備書面(03)

原告は、本書面において、被告の令和5年4月14日付答弁書に反論しながら原告の主張を補充する。

なお、略語等は、本書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 被告は2022年1月11日時点において、原告に対して抗原回避措置を講じる必要性の存在を認識していたこと

1 前提となる事実

(1) 施設における理髪に関する規定について

施設は「喜連川社会復帰促進センターにおける被収容者調髪実施細則(達示第37号 平成19年9月1日)」(以下「施設調

髪細則」という。)の規定に基づいて受刑者の理髪を行っている。

施設調髪細則は、同細則1条において「本細則は、「被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令」(平成18年法務省矯医訓第3293号法務大臣訓令)(以下「訓令」という。)及び「被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令の運用について(依命通達)」、(平成19年5月30日付け法務省矯成第3344号矯正局長通達)(以下「通達」という。)に基づき、喜連川社会復帰促進センター(以下「センター」という。)における被収容者の調髪を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。」と示すように、これら訓令(以下「第3293号訓令」という。)及び通達(以下「第3344号通達」という。)にそれぞれ準拠して制定されている。

施設調髪細則4条1項は、第3293号訓令6条1項の規定に基づいて、受刑者の髪型の基準を規定している。

第3293号訓令6条1項1号は、男子受刑者の髪型の基準を、原型刈り、前五分刈り及び中髪刈りとしたうえで、その各箇所における頭髪の長さ、理髪方法及び使用器具などの詳細について、別図第1ないし3によるものとしている。

別図第2の側面を示す図及び(備考)2(2)によれば、左右のこめかみ辺りを結ぶ後頭部側のすそ付近、いわゆる頭髪の生え際付近の頭髪の長さの規定は0.2センチメートルである。そして(備考)2(3)には、もみあげ部分の理髪方法が規定されており、その切除位置は「おおむね外まなじりの下部と迎珠上部を結ぶ線」である。

施設調髪細則4条2項は受刑者の髪型の選択及びその要件について、同条3項は中髪刈りを希望する際における許可申請方法について、同条4項は前3項の許可に対する取消しの要件について規定している。

施設の所内生活の心得(乙第16号証)第4の6(3)アは「

理髪する際は、規定以外の髪型を頼まないこと。」と規定している。

施設調髪細則4条2項における原型刈り及び前五分刈りの選択については、その具体的方法は明文規定がないところ、希望の髪型の申出やトリマー、鼻毛カッター等の貸与といった理髪に関する申出は、理髪立会職員に対して行うように入所時に指導している。希望の髪型について申出を受けた理髪立会職員は、髪型の名称が表示された札を受刑者に交付し、当該受刑者はこの札を施術者に渡したうえで理髪を受ける。

調髪カード(乙第18号証)は、これら規定に基づき実施された理髪について、当該受刑者の称呼番号、氏名、その実施日及び選択した髪型等を時系列に沿って記録し、これらを記入した理髪立会職員が所定の欄に押印をする体裁の公文書である。

(甲第09、10号証)

(2) 2022年1月11日に実施された理髪における事実経過及び施設が理髪で使用しているバリカンの仕様等について

2022年1月11日に実施された理髪において、原告は受けた指導及び規定にしたがって、同日の理髪に立会っていた施設の看守職員に対し前五分刈りを希望する旨を申し出た。この際に併せて「自身は金属アレルギーがあるので、もみあげやえり足(以下「同箇所」という。)の理髪について、アタッチメントを装着したまま実施してほしい旨の申出(以下「本件理髪の申出」という。)もした。

この申出に対して同看守職員は、同箇所の理髪についてはアタッチメントを装着せずに行わなければならないことから、原告に対し「医務からいわれているのか」旨の確認をした。そのため、原告は「診察を受けたうえで医師からもいわれている」旨の回答をした。そうすると同看守職員が「確認するから待つように」旨

いったため、原告はこれにしたがった。しばらくすると同看守職員は「医務の確認が取れたみたいだから大丈夫」旨いった。

よって、原告の同箇所の理髪は、アタッチメントを装着したまま行われた。そのため、当然ながら原告のみみあげは規定の形状にはならず、0.2センチメートルの長さで残った。

なお、施設が理髪で使用しているバリカンのクリッパー（アタッチメント）について、0.2センチメートルより頭髪を短くすることができる規格のものは、少なくとも施設において取り扱いはない。

そして、このバリカンは、アタッチメントを装着していない状態、要するに金属製の刃で直接理髪を行うと、頭髪を0.2センチメートルより短い状態、いわゆる五厘刈りという状態にすることが可能である。

(3) 2021年5月12日に実施された理髪における事実経過について

2021年5月12日時点において、急性骨髄性白血病に対する化学療法で投与された抗がん剤の副反応により、原告は頭髪が生えていなかった。

そのため、理髪立会職員からの指示により、同日行われていた第45工場の理髪において、その実施を受けなかった。

(4) 2022年2月ないし4月及び6月6日に実施された理髪における事実経過について

2022年2月ないし4月の理髪において、原告はそれぞれの理髪立会職員に対して、同年1月11日の経緯を申し出た。同職員らはこの申出に対し、調髪カードを確認したうえで適切な措置を講じた。

同年6月6日の15:00から、同B立会のもと、1区内掃

工場のE受刑者(称呼番号■■■■番)により、施設第3区B棟1階において原告の理髪が行われた。

同理髪に際して、同Eは原告に対し「傷、イボは大丈夫ですか」旨の確認をした。この確認に対して原告は、本件理髪の申出を伝えようと「もみあげとえり足の」まで発言したところ、同Bはこの発言を遮って「金属アレルギーですよね」旨いい、さらに同Bに対し顔を向けたうえで「先生から伺っているので大丈夫ですよ」旨いった。そして、同Eのこうした言動に対し同Bは、自身の方を向く原告に対して頷いた。

よって、原告の同箇所理髪は、同年1月1日から引き続きアタッチメントを装着した状態で行われた。

(5) 令和5年度受付第138号の行政文書開示請求について

2023年10月20日付で、原告は、施設が保有する「調髪及びひげそりの一切に関連した内容について定めた法令等(示達、達示及び指示等の内規を含める)」といった文書の開示を東京矯正管区長に対して請求した。(以下「第138号開示請求」という。)

これに対して東京矯正管区長は、同年11月8日付「行政文書開示請求について(求補正)」(以下「求補正書」という。)において、原告の開示請求の趣旨に該当する文書で施設の保有が確認できたものとして「第3293号訓令(甲第10号証)、第3344号通達、施設調髪細則(甲第09号証)、令和5年9月4日付け指示第38号」のそれぞれ4件を特定した。

(甲第11号証)

2 被告の令和5年4月14日付答弁書の第4の3(1)クにおける主張には理由がないこと

(1) もみあげ部分の理髪についてはアタッチメントを装着せずに

行うという規則が存在すること

施設調髪細則が準拠する第3293号訓令の、別図第1ないし3それぞれの側面を示す図によれば、頭髪の長さを0.2センチメートルとする箇所の表示におけるもみあげの最下端部分は「おおむね外まなじりの下部と迎珠上部を結ぶ線」に沿っている。

また、同別図第2の(備考)2(3)について文理解釈をすると、これが「理髪方法」の規定であれば「…を結ぶ線で切除する」、他方「髪型」の規定であれば「…を結ぶ線を最下端とする」とそれぞれ解する以外に余地はなく、同側面を示す図によって髪型が説明されていること及び「2 クリッパーの入れ方」と記載されていることなどからすれば、前者であるといえる。実際の理髪においても「…を結ぶ線」でもみあげを切除しており、直接的にはひげそりに関する規定ではあるものの、同様に「…を結ぶ線」でもみあげを切除するよう旨、図を用いて刑事施設内に掲示することで明確に規定している。

そして「切除する」という文言及び同側面を示す図から、「…を結ぶ線」より下部における頭髪の長さについて、その詳細な数値は示されていないものの、少なくとも0.2センチメートルより短かくする必要があるといえる。

そのうえで、施設が理髪で使用する器具は「バリカン」であり(被告の令和5年4月14日付答弁書(以下「答弁書」という。))第4の3(1)エ)、0.2センチメートルより頭髪を短かくすることのできる規格のアタッチメントは取り扱いがないのであるから、同バリカンで理髪を行うに当たって、頭髪を0.2センチメートルより短かくするためには、アタッチメントを装着せずに金属の刃で直接理髪を行う必要がある。

そうすると、同別図第1ないし3によれば、原型刈り、前五分刈り及び中髪刈りの間でもみあげの形状が同じであることから、それぞれ規定の髪型にするためには、もみあげ部分を理髪する際

はアタッチメントを装着せずに行うことが不可避であり、規定以外の髪型にすることは認められていない以上「同箇所のうち、まみあげの理髪はアタッチメントを外して行うという規則が存在する」といえる。

(2) 調髪カードは答弁書の第4の3(1)クにおける主張の裏付けにならないこと

2021年5月12日、原告は頭髪がなかったため、理髪立会職員の指示により理髪の実施を受けなかった。理髪を行う目的(原告の2023年02月20日付準備書面(01)第1の1(1)05頁16行目から25行目)に照らせば、頭髪がないのであるから既にその目的は達成されているわけであり、理髪を行う余地はなく、当然ながら理髪を実施しないことについて許可を得る必要性もない。そのため、こうした経緯から理髪を実施しなかったことについて「報告した」旨を、同日の理髪立会職員は調髪カードの当該日の左側欄外に「頭髪がないため 理髪実施せず 4区主任報告㊟」と記載し記録した。

他方、2022年1月11日の同箇所には「金属アレルギーアタッチメント 外さない 主任許可㊟」と記載されている。「金属アレルギー」との記載は格別、「アタッチメント 外さない 主任許可㊟」との記載について文理解釈をすると、「アタッチメントを外さないで理髪することを主任が許可した」と解する以外に余地はなく、すなわち「法律上の根拠に基づいて、規定以外の髪型にすることを主任が許可した」ことを記載し記録したものといえる。

このように、調髪カードにおいては「報告…告知知らせる、特に、任務・調査などを行った状況や結果について述べること。(岩波国語辞典(第八版)西尾実 他、岩波書店)事実、状況等を他の特定の人又は機関に告知知らせること。(法律用語辞典(第

5版)法令用語研究会、有斐閣)」と「許可…一般に禁止されている行為を、特定の人に法律の範囲で許すこと。(前掲 岩波国語辞典)行政法上は、法令による特定の行為の一般的禁止(不作為義務)を特定の場合に解除し、適法にこれを行うことができるようにする行政行為をいう。(前掲 法律用語辞典)」という語を明確に使い分けている。そのため「主任許可[㊦]」この記載について、理髪立会職員等が許可したことを主任に対して「報告した」ことは、当然ながら含意しない。

また、規定の髪型であっても、中髪刈りにして蓄髪するには、当該要件を充たしたうえで許可を申請しなければならない。規定以外の髪型を希望するのであれば、殊に法律上の要件を充たしたうえで許可を申請する必要性があると考えるのが合理的であり、少なくとも、理髪立会職員や工場担当職員の判断でなし得る処分でないことは明白である。

そうすると「金属アレルギー アタッチメント 外さない 主任許可[㊦]」この記載は、「金属アレルギーもしくはその可能性があるという法律上の根拠に基づき、アタッチメントを装着した状態で同箇所の理髪を行うことで、規定以外の髪型にすることについて主任が許可をした」と解する以外に余地はなく、同記載は、理髪立会職員が原告から受けた本件理髪の出及同出について主任に確認を求めたその結果に至るまで、の経緯を記録したものと見え、当該箇所の作成時期が本件争いの顕在化前であるという事情を考慮すると、その信憑性は高いといえる。

- (3) 2022年2月以降において施設の理髪に関する内規を含めた規定に新設及び改訂などの変更の形跡は認められないこと
2022年2月以降の理髪について、同年6月6日に実施された理髪において、同嶋野が「金属アレルギーについて同Bから伺っている」旨の発言をし、これに同Bが頷いたことに照らす

と、「同箇所の理髪について、アタッチメントを必ず装着させなければいけない」といった運用になったとの被告の主張は、施設内において内規等の規定の新設及び改訂などの変更が迅速かつ正確に周知徹底されているということも前提とすれば、極めて不合理であるといわざるを得ない。

そして、2023年11月8日付の、第138号開示請求に対する求補正書の内容からも明らかなように、被告の主張するような運用への変更、すなわち、施設調髪細則における髪型及び理髪の方法の変更がなされた形跡はどこにも見当たらない。

(4) 報告書(乙第17号証)は実質的証拠力を欠くこと

2022年1月当時、施設におけるもみあげ部分の理髪については、上記2(1)で述べたとおりの規則に基づきアタッチメントを装着せずに行われていた。えり足付近についても、根拠となる規定は不明であるものの、もみあげ部分と同様にアタッチメントを装着せずに行われていた。

そのうえで、職員Dこと同**F**は報告書1において、同箇所の理髪について「アタッチメントを外した際の理髪は、怪我をしたり、肌が荒れて血がにじむ可能性があったことから、同可能性のある者や肌が弱いなど申出る者に対しては、理髪立会職員や工場担当職員の判断でアタッチメントを装着させたまま実施させていた。」などと述べるが、こうした運用があったという事実を裏付ける客観的証拠は存在しない。仮に、規則に反するという問題については格別、このような運用がなされていたとしたら、本件理髪の申出、すなわち、金属アレルギーであるため「アタッチメントを装着せずに理髪すると肌荒れを起こす可能性がある」旨の申出を受けて、主任こと同**G**に対して許可を求めるという行動は、職務上の経験則に反しており、矛盾しているといえる。

そして、同**F**は報告書2において「本職は、令和4年1月1

1日、本人が自身は金属アレルギーがあるので、同部分の理髪について、アタッチメントを装着したまま実施してほしい旨申出てきた」などと述べるが、理髪に関する申出は理髪立会職員に対して行うよう指導されていることから、原告は本件理髪の申出について、同日の理髪に立会していた看守職員に対して行った。

また「同箇所理髪時のアタッチメント装着の有無については、当センターの内規に明記されているものではなく」などと述べるが、施設調髪細則における当該規定の目的論的解釈及び器具の取扱状況に照らせば上記2(1)のとおりである。

なお「第4区主任に電話で確認した上でアタッチメントも装着したままでの実施を許可することとした。」などと、恰も自身の判断で許可したかのように述べているが、上記2(2)のとおり、同Gの許可を得られたため実施したに過ぎない。

さらに、同Fは報告書3において「同年2月以降については、当センター全体の運用として、同箇所の理髪について、アタッチメントを必ず装着させなければいけないこととなっている。」などと述べるが、上記2(3)のとおり、こうした運用がはじまったことに否定的な事情は存在するものの、肯定し得る客観的証拠はどこにも見当たらない。

そうすると、同Fの作成した報告書について、その内容は客観的証拠が示すものと乖離しており、かつ、職務上のみならず一般的な経験則にも反していることから、全体としての整合性が取れておらず、論理的に破綻しているといわざるを得ない。

加えて、法務省における組織構成の末端職員が、本件争いの顕在化後という時期に作成した文書であるという事情を併せて考慮すると、同報告書の信憑性は相当程度低いといえ、よって、乙第17号証は実質的証拠力を欠いているといえる。

(5) 小括

以上に照らすと、乙第18号証については、その解釈を誤っていることから被告の主張を裏付けるものではなく、そればかりか反対に原告の主張を裏付ける有力な証拠であり、乙第17号証については、実質的証拠力を欠いているのであるから、これらを根拠とした「本件センター職員Dは、原告の金属アレルギーの有無は不明であるもののみあげ等の理髪時にアタッチメントは必ずしも外さなければならないものとは定められていなかったことから、上司に報告した上でアタッチメントを装着したままでの調髪実施を許可した(乙17、乙18)。(答弁書第4の3(1)ウ28頁10から13行目)との被告の主張に理由はない。

そうすると、同看守職員及び同Gは、原告の本件理髪の申出に対し、原告には金属アレルギーもしくはその可能性があることから抗原回避措置を講じる必要性がある旨の医務課の確認がとれたため、刑収法56条における保健衛生及び医療の原則といった法律上の根拠に基づき、アタッチメントを装着したまま調髪を実施することで規定以外の髪型にすることを許可したのであるから、原告は2022年1月以降の理髪において「一定部分の理髪の免除を受けていた」(答弁書第4の4(2)イ(エ)ウ40頁25から26行目)といえ、すなわち「医師の指示があるということ」を理由に、本来はアタッチメントを装着せずトリマー(注…バリカン)の刃で直接理髪する箇所において、樹脂製のアタッチメントを装着し理髪するという同指示に適った特別な処遇に変更された。(訴状第2の1(2)ウ04頁2から5行目、注釈は引用者)といえる。

3 原告が本件行為前に小松弁護士に対し報告した施設の行った処遇内容が実状であること

(1) 原告が本件行為前に小松弁護士に対し施設の行った処遇について手紙で伝え面会で相談したこと

2021年11月29日、12月13日、2022年1月5日及び24日付の手紙において原告は、小松弁護士に対して、施設の行った処遇内容について報告し、相談したい旨を伝えた。

そして、2022年1月19日の13:00頃から原告は、小松弁護士と面会し、施設の行った処遇などについて相談した。

そのうえで、2022年3月15日付の手紙において原告が、本件有形力行使のあった事実を伝えたところ、小松弁護士は「理不尽かつ違法な対応である」旨の意見を述べ、国家賠償請求の提訴を原告に提案した。

(甲第12ないし21号証)

(2) 原告が小松弁護士に対して伝えた施設の行った処遇内容について信憑性があると評価すべきこと

民事事件において、当事者が「客観的事実と明らかに乖離するような虚偽の主張をすること」は、刑事事件とは違い主張した当事者に対して不利に働く。既に別訴の代理人であり本訴の代理人にもなる可能性がある小松弁護士に対して、事実の経緯を説明するのに明らかな虚偽の報告をすることは、原告に不利な要素を招来させるばかりであり、有利に働く要素は一切ない。

そして、本件有形力行使及び本件懲罰にかかる部分の争いは、当然、こうした措置が執られた後に顕在化している。

そうすると、少なくとも本件行為前において原告が、虚偽の経緯を小松弁護士に対して伝え、同内容をもとに相談したと考えるのは、予め自身に有利な経緯の主張を裏付ける有力な証拠を入手しているなどの場合は格別、民事事件にかかる社会一般の依頼人の行動原理に反しており、すなわち、経験則に反しているといえ不合理である。

よって、原告が小松弁護士に対して伝えた、施設の行った処遇内容の信憑性は相当程度高いといえる。

(3) 小括

以上に照らし、従前の甲及び乙の当該証拠並びに双方の主張の全趣旨においても、その内容が終始一貫しているという点について考慮すると、原告が本件行為前に小松弁護士に対して報告した施設の行った処遇内容は実状であるといえる。

4 まとめ

上記のとおり、施設は2022年1月11日時点において、法律上の根拠に基づき、原告については一定部分の理髪を免除するという特別な処遇に変更しており、施設医師は原告に対して抗原回避措置という医療上の措置を講じる必要性を示していたということが実状なのであるから、同時点において被告は、原告に対して抗原回避措置を講じる必要性の存在を認識していたといえる。

よって、被告が答弁書第4の3(1)イ、オ、キ及びクなどで縷々述べる経緯は実状と異なることから、同4(1)における被告の主張は前提を欠き理由がない。

第2 2022年1月20日に施設職員らの行った原告の診察を中止させる措置は違法であること

1 前提となる事実

(1) 施設における診察等に関する規定について

施設における診察等に関する規定は、刑収法、施行規則、第3293号訓令及び第3344号通達などの関係法令、また刑収法33条2項の規定に基づき定められ、居室に備え付けられた「喜連川社会復帰促進センター 所内生活の心得」(以下「施設心得」という。)の第4の1及び2のとおりである。

(甲第22号証)

(2) 施設遵守事項について

施設遵守事項において「反抗(略)」(第4の15、準備書面(01)第1の1(3)11頁24から25行目)、「反復要求職員に対し、強要にわたるような要求を繰り返してはならない。」(同18)及び「連行拒否等 正当な理由なく、移送、転室等のための職員の呼出し又は連行を拒否してはならない。」(同19)とそれぞれ規定する。(乙第5号証)

(3) 刑務官の職務執行に関する規定について

刑務官の職務執行に関して「(前略)被収容者等の反則行為を察知又は現認した場合には、速やかに、必要な措置を執ること。」(「刑務官の職務執行に関する訓令」法務省矯成訓第3258号(以下「第3258号訓令」という。)(4条(9))と規定する。

(甲第23号証)

(4) 2022年1月20日の診察において原告が施設職員らの指示にしたがわなかったことに対し、調査・懲罰、注意・指導及び事情聴取といった措置を一切執らなかつたことについて2022年1月20日の診察において、原告が同軽部及び同A Aらの指示にしたがわず、同■が医師と原告の間に立ちはだかり原告に接触するくらいの距離まで詰めよって大声で語気荒く怒鳴るなどの有形力行使により、正常な診察の継続が不可能であると判断し自ら施設医師に対し診察を終える旨を伝えるまで、金属アレルギーの話が続け退室しなかつた行為に対して、調査・懲罰、注意・指導及び事情聴取といった措置は一切執らなかつた。

2 施設職員らは金属アレルギーについての訴えをしてはならない理由及び診察室を退室しなければならぬ理由など一切説明していないこと

(1) 原告が施設職員らの指示にしたがわなかったという反則行為に対し、施設が何ら措置を執らなかったのは規定及び経験則に反し極めて不自然であること

令和4年1月26日付第82号視察表及び同日付報告書(乙第19号証)において、同軽部及び同Aがいう経緯が事実であれば、原告の行為は明確な反則行為であり、施設遵守事項(乙第5号証)第4の15、18及び19の規定にそれぞれ抵触する。

このように明確な反則行為が、同軽部、同A、医務課准看護師職員H看守部長、施設医師及び嘱託女性看護師といった複数の職員が現認のもと行われ、さらには処遇本部に職員応援の要請までなされ、施設本部区長職員小澤看守長といった幹部職員が臨場するに至っているような場合、通常であれば調査に付されるか、少なくとも処遇へ連行されるなどして事情聴取が行われる。これは、第3258号訓令14条(9)に照らしても、規定及び経験則にしたがった措置であるといえる。

然るに、施設は原告の行為に対し、調査はおろか注意・指導及び事情の聴取すら行っておらず、こうした事態は異常であり、極めて不自然であるといわざるを得ない。

(2) 原告が施設職員らの指示にしたがわなかった行為に対して、施設は何ら措置を執らなかったのではなく執れなかったということ

原告の行為に対して、通常であれば関係法令の規定に基づいて施設が執るべき諸々の措置を一切執らなかったという、規定及び経験則に反する極めて不自然な事態に至った原因、究極的には、同軽部及び同Aらが原告からの再三の求めに対し頑なに金属アレルギーの話をしてはならない理由の説明を拒み、ただ徒に診察を中止し診察室からの退室を強要した原因は、正当ではない「何らかの事由」により、金属アレルギーについて原告が施設医師か

ら診察を受けることも、何としても阻止しなければならない切迫した事情が存在したためであると考えられる他ない。

同軽部及び同Aらは、正当な理由があれば、これにしたがわず退室しようとする原告に対し、刑収法77条という権原に基づいてその場で制止等の措置を執り室外へ退室させる余地があるところ、権原のない指示と認識していることから、同人らの指示に一切したがう様子のない原告への対応に苦慮し、処遇本部に応援を要請したものと考えて不合理な点はない。

同要請に応じて臨場した同小澤（正確には、原告が自らの判断で診察を終了し、診察室を退室した後に室外にて邂逅した）としても、原告の行為が反則行為の構成要件を満たしていれば、既に述べたとおり複数の職員の現認がある以上、規定に反してまで諸々の必要な措置を執らない理由はないところ、実状をかんがみると、原告に金属アレルギーの訴えを中止させ、かつ、退室の指示にしたがわせるだけの権原が存在しないことから、いかなる措置も執らない、換言すれば、いかなる措置も執れないという、いわゆる「お咎めなし」との判断に至ったものと強く推認できる。

(3) 小括

以上に照らせば、原告に対して何ら一切の措置が執られていないという事実から、乙第19号証においてそれぞれ同軽部及び同Aらが繰々述べる主張は、関係法令の規定及び経験則に反し極めて不自然であるとの評価は免れず、その信憑性については極めて低いといわざるを得ない。

そうすると、2022年1月20日の診察室で執られた措置の経緯は、2022年1月24日付「苦情申出書（刑事施設の長）」（乙第21号証）、「受領 22.1.31 高野隆法律事務所」と押印がされた手紙（甲第18号証）の2頁5行目から3頁14行目及び「受領 22.3.18 高野隆法律事務所」と押

印がされた手紙(甲第19号証)のドラフトNo. 34の20(前掲乙第21号証における苦情申立書の控え)にそれぞれ記載の内容が実状であるといえる。

よって、同軽部及び同Aらは、金属アレルギーの話をしてはならない理由など一切説明していない。

3 巡回においてした主訴以外の症状について当該診察時に訴えてはならない旨の規定は存在しないこと

(1) 巡回においてした主訴以外の症状について当該診察時に訴えてはならない旨の規定は違法であること

例えば、眼科医師の診察において齲歯の痛みについて相談するなどといった、明らかに専門外で、対応が困難であるなど物理的制約が存在している場合については格別、巡回において胃痛の症状を訴え内科の診察を希望したところ、数日後に実施された当該診察時において発熱していれば、当然に同症状についても訴えるわけであり、これを許容し診察をすることは、医師法19条1項の規定及び社会一般の医療水準に妥当する。

そうすると、巡回においてした主訴以外の症状について当該診察時に訴えてはならない旨の規定(以下「一訴一診察の規定」という。)は、刑収法56条においていう社会一般の医療水準と著しく乖離しているというべきであり、その立法趣旨にも明らかに反しており違法である。

(2) 一訴一診察の規定及びこれに準ずるような規定は関係法令のどこにも見当たらないこと

一訴一診察の規定は、刑収法、施行規則、第3293号訓令及び第3344号通達などの関係法令、また、刑収法33条2項の規定に基づき定められ居室に備え付けられた施設心得などについて全てを精査したところ、どこにも見当たらず、これに準ずるよ

うな規定についても同様に見当たらない。

また、施設入所時の指導においても、こうした規定等について告知した事実はなく、さらに、少なくとも施設内において被収容者が認知し得る場所への掲示などによる告知も一切ない。

(3) 小括

原告が、2021年11月29日の巡回においてしもやけの症状を訴え診察を希望し、同年12月6日に内科医師によって当該診察が行われた際、しもやけとは関係ない「急性骨髄性白血病罹患歴のある者がCOVID-19のワクチン接種を受けることの是非」について質問したところ、当然「しもやけと関係ない話をするな」「診察室から出る」などといった指示は一切なく、医師は原告の質問に回答した。(甲第01号証、乙第13号証)

以上に照らせば、一訴一診察の規定は存在していないといえる。

よって、仮に同軽部及び同Aらが乙第19号証において主張するように「しもやけの診察であるため、それ以外の症状の話をしてはいけないよう」旨の指示をしていたとしても、原告は、同指示にしたがい金属アレルギーの話をやめる法的義務はなく、診察室から退室する必要も当然ない。

4 まとめ

上記のとおり、一訴一診察の規定は存在しないのであるから、2022年1月20日の診察において同軽部及び同Aらが金属アレルギーの訴えをしないよう、そして診察室から退室するように指示し、同診察を行わせなかった措置は、その理由を説明したという事実の存否にかかわらず違法である。

そして、このように違法であることが明白な措置を施設が執らざるを得なかった理由は、施設と施設医師の間において予め原告の医療上の措置等に関する謀議がなされていない状況で、原告が

同医師から診察を受けることについて、正当ではない「何らかの事由」によって何としても阻止しなければならないという事情が存在したと、であると強く推認できる。

以上

附属書類

1	準備書面(03)副本	01通
2	証拠説明書(03)	02通
3	甲号証の写し	各02通
4	調査囑託申立書(02)正本	01通
5	同副本	01通
6	期日延長申立書正本	01通
7	同副本	01通